

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の趣旨等について

1 計画の位置付け

「刈谷市障害者計画」は障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」で、本市における障害者施策の基本的な考え方を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を目指すものです。

また、「第 6 期刈谷市障害福祉計画・第 2 期刈谷市障害児福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」で、計画期間各年度の障害福祉サービス等の見込み量や提供体制を定めるものです。

2 計画策定の背景と趣旨

刈谷市では平成 30 年 3 月「刈谷市障害者計画」、令和 3 年 3 月に「第 6 期刈谷市障害福祉計画・第 2 期刈谷市障害児福祉計画」を策定しました。

計画期間が令和 5 年度に終了することから、令和 6 年度を初年度とする「刈谷市障害者計画・第 7 期刈谷市障害福祉計画・第 3 期刈谷市障害児福祉計画」（以下、「本計画」という）を一体的に策定します。

本計画の策定にあたっては、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第 9 条第 1 項の規定や、国の障害者基本計画（第 5 次）及び愛知県の「あいち障害者福祉プラン」等の内容を踏まえて策定するとともに、「刈谷市総合計画」及び「刈谷市地域福祉計画」と整合を図ります。

■障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）（抜粋）

（障害者基本計画等との関係）

第九条 政府が障害者基本法第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

3 計画の期間

「刈谷市障害者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期刈谷市障害福祉計画・第3期刈谷市障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しの必要がある際は必要に応じて見直しを行います。

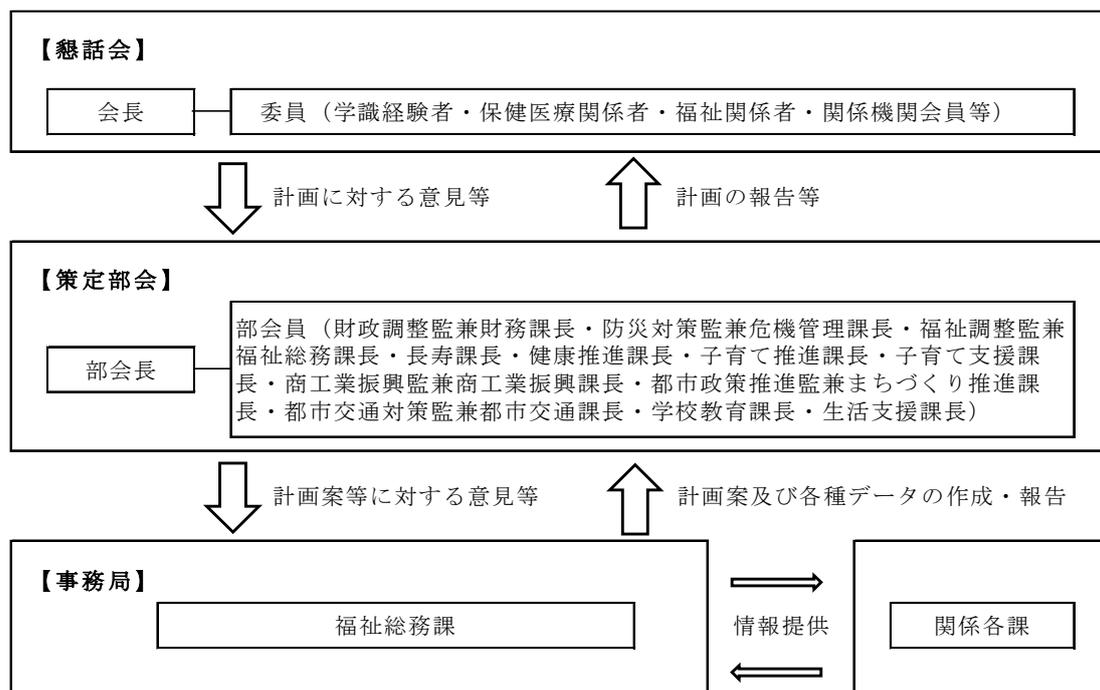
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
			刈谷市障害者計画							
第6期刈谷市障害福祉計画 第2期刈谷市障害児福祉計画			第7期刈谷市障害福祉計画 第3期刈谷市障害児福祉計画			第8期刈谷市障害福祉計画 第4期刈谷市障害児福祉計画				

4 「刈谷市障害者計画」の構成について

区分	現行計画	次期計画
基本理念	ノーマライゼーション 障害のあるなしにかかわらず、地域や家庭で普通の暮らしができる社会をめざす。	障害者福祉の理念として普遍的な考え方であるとともに総合計画でも位置付けられていることから、継承します。
めざす姿	共に暮らせるまち 刈谷 すべての市民が人格と個性を尊重されるまちづくりを進め、障害のあるなしにかかわらずいきいきと働き、あらゆる活動に参加でき、安心して暮らせる刈谷市をつくる	「共生社会」の実現に向け基本理念と合わせて、継承します。
成果目標	なし	障害者計画においては、施策の理念や方向性を示す計画とすることから、成果目標等の設定は現行に引き続き行わず、成果指標・活動指標は、障害福祉計画・障害児福祉計画において国の指針に基づき設定します。
掲載施策	市の現状、課題を踏まえた3の基本目標、9の施策、28の施策の方向性、108の取組を設定し計画を推進	法改正、社会情勢の変化を踏まえ、必要施策について追加、削除等を行い、再編成します。

5 計画の策定体制

計画の策定にあたり、障害者施策全般に関係する部署と連携及び調整を図る組織として、「刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策定部会」を設置し、協議するとともに、学識経験者等で構成する「刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会」において、協議を行います。



(参考)

■ 計画期間中の主な法改正等

年	法改正等
平成 30	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」施行（一部平成 28 年 6 月施行）
	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」施行
令和元	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」施行
令和 2	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」施行（一部令和元年 6 月、9 月施行）
令和 3	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行
	「医療的ケア及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」施行
	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の一部を改正する法律」公布
令和 4	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」公布・施行

刈谷市第8次総合計画

障害児・者福祉分野（計画 p80）には、基本方針4「支え合い誰もが安心して暮らせるまちづくり」に分類されており、めざす姿を「ノーマライゼーションの理念が浸透し、障害のある人が地域で安心して生活することができるよう、社会全体で支え合う体制が整っています。」としています。

■障害児・者福祉施策の指標

指標	単位	現状値	目標値 2032年	出典	説明・アンケート設問及び算出方法
障害福祉サービスを利用して在宅で生活している障害のある人の割合	%	16.4 (2021年)	24.5	業務データ (p95)	各年4月1日時点において、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者のうち、障害福祉サービス（施設入所支援及び療養介護を除く。）又は障害児通所支援サービスを利用している人の割合
ノーマライゼーションに心がけている市民の割合	%	82.8 (2022年)	83.8	市民意識調査	「高齢者や障害者の方々などへの気配りなど福祉の心を持った行動に心がけていますか」の設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合

障害者基本計画(第5次)抜粋

1. 基本理念

(略) 基本法第1条に規定されているように、障害者施策は、(略) **障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して**講じられる必要がある。

本基本計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、(略) 社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとする。

2. 基本原則

障害者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、(略) 当該理念の実現に向けた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する。

(地域社会における共生等)

略

(差別の禁止)

略

(国際的協調)

略

あいち障害者福祉プラン 2021-2026 抜粋

1 基本理念

全ての県民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、**障害の有無によって分け隔てられることなく、多様性を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現**

2 基本的考え方

- (1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援をします
- (2) 障害の有無に関わらず共に暮らせる「すべての人が生涯輝き、活躍できる愛知」の実現を目指し、障害を理由とする差別の解消に取り組みます（愛知県障害者差別解消推進条例の推進）
- (3) 手話言語の普及と障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図ります（手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の推進）
- (4) 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします
- (5) 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします
- (6) グループホームや地域生活支援拠点等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進するとともに、障害のある人が地域での生活を継続できるようにします
- (7) 福祉施設から一般就労への移行を推進します
- (8) 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます
- (9) 障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害のある子どもの健やかな育成を支援します